

○農林水産省告示第千七百五十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和三年十月十五日

農林水産大臣 金子原一朗

- 1（1） 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び 年月日	登録品種の属する 農林水産植物の 種類	登録品種の名称	育成者 権の存 続期間	品種登録を受ける者 の氏名又は名称及び 住所又は居所	出願公表の年月日
第28656号 令和3年9月28 日	Solanum tuberosum L.	アイマサリ	25	長崎県 長崎県長崎市尾上町3番1号	平成29年9月25日

- （2） 登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省輸出・国際局知的財産課に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイト公表する。）

2 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第28656号 令和3年9月28日	Solanum tuberosum L.	アイマサリ	長崎県 長崎県長崎市尾上町3番1号	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。